監事資格チェックシート

1　法第４４条第１項により準用される法第４０条第１項各号の欠格事項に該当しないことの確認

□　①　法人ではない。

□　②　精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しない。

□　③　社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当しない。

□　④　③のほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当しない。

□　⑤　所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員に該当しない。

□　⑥　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者に該当しない。

2　法第４４条第２項の兼職関係に当たらないことの確認

□　当法人の理事ではない。

□　当法人の職員ではない。

3　法第４４条第７項、施行規則第２条の１１の特殊関係に当たらないことの確認

□　当法人の理事・他の監事の　配偶者　又は　３親等以内の親族　ではない。

□　当法人の理事・他の監事と事実上婚姻関係と同様の事情にない。

□　また、その関係にある者の　・生計が同一の３親等以内の親族　ではない。

□　当法人の理事・他の監事に雇用されていない。

□　また、その関係にある者の　・配偶者　ではない。

□　・生計が同一の３親等以内の親族　ではない。

□　当法人の理事・他の監事から受ける金銭その他の財産によって、生計を維持しているものではない。

□　また、その関係にある者の　・配偶者　ではない。

□　・生計が同一の３親等以内の親族　ではない。

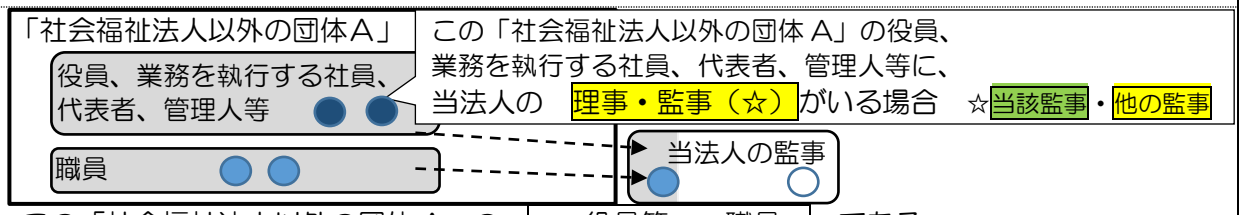

□　この「社会福祉法人以外の団体Ａ」の　・役員等　・職員　である、
当法人の監事（※）の数が　、　当法人の監事総数　の　１／３　を超えない。
※当該監事自身がこの「社会福祉法人以外の団体Ａ」の　・役員等　である場合は、
この「社会福祉法人以外の団体Ａ」の　・役員等　・職員　である他の監事がいる場合

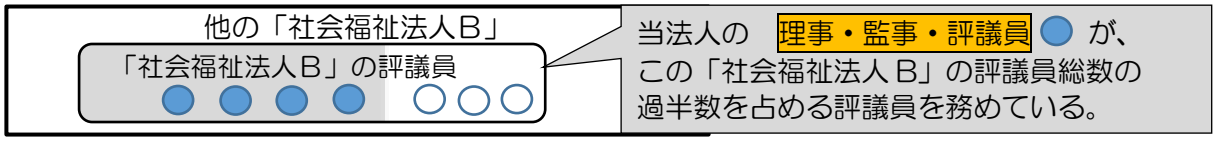

そのような、他の「社会福祉法人Ｂ」がある場合

□　・その「社会福祉法人Ｂ」の　・理事　・職員　ではない。

□
(□)

下記の団体（★）について

・その団体の　・職員（国会議員、地方議会議員を除く。）　ではない。

・その団体の　・職員（国会議員、地方議会議員を除く。）　である場合、
同一の団体の職員である監事の数が、当法人の監事総数の１／３を超えない。

★国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

法…社会福祉法，施行規則…社会福祉法施行規則